

請願者の意見陳述に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、奈良市議会基本条例第14条の規定に基づく請願者の意見陳述（以下「意見陳述」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(意見陳述の目的)

第2条 意見陳述は、当該請願が付託された委員会において、請願を提出するに至った思いや意見を直接述べる機会を請願者に付与することで、委員会における請願審査の充実及び請願権の尊重を図ることを目的に行うものとする。

(意見陳述の申請等)

第3条 請願者は、請願についての意見陳述申出書（別記様式第1号）（以下「意見陳述申出書」という。）を議長に提出することで、意見陳述を申し出ることができる。意見陳述申出書は、請願を提出する際に提出するものとする。

2 請願者は、請願についての意見陳述取下げ申出書（別記様式第2号）（以下「取下げ申出書」という。）を議長に提出することで、前項で提出した意見陳述申出書を取下げることができる。

3 請願者は、請願についての意見陳述者変更申出書（別記様式第3号）（以下「変更申出書」という。）を議長に提出することで、第1項で提出した意見陳述申出書で申し出た意見陳述を行う者を変更することができる。

4 請願者は、急病等やむを得ない事情がある場合は、請願についての意見陳述委任状（別記様式第4号）（以下「委任状」という。）を議長に提出することで、意見陳述を代理人に行わせることができる。

5 第2項から第4項に規定する取下げ申出書、変更申出書及び委任状は、当該請願が付託された委員会における審査日の前日までに提出しなければならない。

(意見陳述の実施)

第4条 意見陳述は、付託された請願の審査が行われる第1回目の委員会の休憩中に実施するものとし、当該委員会の委員長は、意見陳述を許可することについて当該委員会に諮るものとする。

2 議長は、当該委員会の開催日時、開催場所等が決定した場合、請願者の代表者及び意見陳述を行う者（以下「意見陳述者」という。）に意見陳述対象の委員会開催通知書（別記様式第5号）で通知しなければならない。

(意見陳述の方法)

第5条 意見陳述者は、請願者のうち1名とする。

2 意見陳述者は、意見陳述者席から意見陳述を行うものとする。

- 3 意見陳述は、請願 1 件につき 10 分以内とする。
- 4 意見陳述者は、意見陳述の開始時に、自己の住所、氏名を述べなければならない。
- 5 意見陳述の内容は、当該請願書の要旨の補足説明及び請願紹介議員の趣旨説明の補足説明とする。
- 6 意見陳述者は、当該委員会の委員及び当該委員会の出席理事者に対して質疑を行うことはできない。
- 7 意見陳述者は、委員会室で資料を配付することはできない。また、パネルやスクリーン等を使用することはできない。ただし、請願の提出時に添付されていた資料で、委員長の許可を得たものについては、事前に委員に配付するものとする。

(意見陳述者の傍聴)

第 6 条 意見陳述者は、意見陳述が終了した後、意見陳述者席より退席しなければならない。

- 2 意見陳述者は、奈良市常任委員会傍聴規則（平成 23 年奈良市議会規則第 2 号）に基づく傍聴の手続きを行った場合、傍聴席より引き続き傍聴することができる。

(意見陳述者の守るべき事項)

第 7 条 意見陳述者は、意見陳述に際して次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会開会時間の 15 分前までに議会事務局に参集すること。
- (2) 会議中は委員長の指示に従うこと。
- (3) 決められた発言時間を守ること。
- (4) 第 5 条第 5 項に規定する内容を超えた発言をしないこと。
- (5) 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷その他社会通念上不適切と判断される発言をしないこと。
- (6) その他会議の妨害となる行為をしないこと。

(費用弁償等)

第 8 条 費用弁償のほか意見陳述に係る一切の費用については支給しない。

(雑則)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、意見陳述に関し必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮るものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成 31 年 2 月 21 日から施行する。

別記
(様式第1号)

議会事務局記入欄		
受理番号	請願第	号

年 月 日

(あて先)
奈良市議会議長

請願者 住 所 _____
(団体名) _____
(ふりがな)
氏 名 _____ (印)
連 絡 先 _____

請願についての意見陳述申出書

年 月 日に提出しました請願について、意見陳述を行いた
いので申し出ます。

1 請願名 _____

2 意見陳述を行う者

住 所	
(団体名)	
ふりがな 氏 名	(印)
連絡先	

※意見陳述を行う者が上記請願者と同一である場合は、記入不要です。
※意見陳述を代理人が行う場合は、「請願についての意見陳述委任状」(別記様式
第4号)を合わせて提出してください。

(様式第2号)

議会事務局記入欄		
受理番号	請願第	号

年 月 日

(あて先)
奈良市議会議長

請願者 住 所 _____
(団体名) _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____ 印
連 絡 先 _____

請願についての意見陳述取下げ申出書

年 月 日に提出しました請願についての意見陳述の申し出
を取り下げますのでよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

1 請願名 _____

(様式第3号)

議会事務局記入欄		
受理番号	請願第	号

年 月 日

(あて先)
奈良市議会議長

請願者 住 所 _____
(団体名) _____
(ふりがな) _____
氏 名 _____ (印)
連 絡 先 _____

請願についての意見陳述者変更申出書

年 月 日に提出しました請願についての意見陳述を行う者
を変更したいので申し出ます。

1 請願名 _____

2 意見陳述を行う者 (変更後)

住 所	
(団体名)	
ふりがな 氏 名	(印)
連絡先	

※意見陳述を代理人が行う場合は、「請願についての意見陳述委任状」(別記様式第4号)を合わせて提出してください。

(様式第4号)

議会事務局記入欄		
受理番号	請願第	号

年 月 日

(あて先)
奈良市議会議長

請願者 住 所 _____
(団体名) _____
(ふりがな)
氏 名 _____ (印)
連 絡 先 _____

請願についての意見陳述委任状

年 月 日に提出しました請願についての意見陳述に関する
一切の権限を以下の者に委任します。

1 請願名 _____

2 代理人

住 所	
(団体名)	
ふりがな 氏 名	
連絡先	

(様式第5号)

年 月 日

様

奈良市議会議長

氏 名 ⑩

意見陳述対象の委員会開催通知書

年 月 日に提出されました請願第 号についての意見陳述の対象となる 委員会の開催日時が決定しましたので、通知します。

1 案 件 請願第 号 _____

2 日 時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () _____ 時から
なお、当日は _____ 時 _____ 分までに奈良市役所西棟2階議会事務局までお越しください。

3 場 所 _____

当日は、本通知書を御持参ください。

(注意事項)

・当日の委員会で意見陳述の許可について諮られます。許可されなかった場合は、意見陳述を行うことはできませんので予め御了承願います。